

【特例入所の考え方】

問1 平成27年3月31日時点で施設に入所している方が、平成27年4月1日以降に要介護1又は2に変更になった場合は、引き続き入所できるのか？

答1 平成27年4月1日より前に施設に入所している要介護者については、平成27年4月1日以後に要介護1又は2に変更になっても、引き続き当該施設に入所できます。

問2 平成27年4月1日以降に入所した方が、要介護1又は2に変更になった場合は、退所しなければいけないのか？

答2 「平成27年4月1日以降は、施設への入所が原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は特例的な入所が認められる」ことにかんがみ、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1又は2に変更になった場合は、当該入所者が施設を退所した後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討してください。

検討の結果、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると判断された場合は、引き続き当該施設に入所できます。

問3 問2の場合、「施設を退所した後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討する」とされているが、保険者市町村に意見を求めなければいけないのか？

答3 施設のみでは判断が難しい場合に保険者市町村に意見を求めるなど、必要に応じて、適切に連携を図ってください。

問4 施設に入所していた要介護1又は2の方が、長期入院等により一旦退所し、退所後に元の施設に再入所を希望した場合、新規入所申込者として、特例入所対象者に該当するか否かを判断するのか？

答4 そのとおりです。

問5 優先入所検討委員会時に要介護3以上であった方が、入所日の前日までに要介護1又は2に改善した場合、施設に入所できないのか？

答5 この場合、速やかに保険者市町村に対する意見照会等を行い、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行ってください。

特例入所対象者に該当する場合は、入所が可能です。

## 【特例入所の判断に当たって確認すべき事項】

問6 認知症高齢者の日常生活自立度は、何をもとに判断すればいいのか？

答6 原則として、医師の判定結果又は主治医意見書を用いてください。

問7 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ以下に該当する方は、「認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること」とは認められないのか？

答7 医師の判定結果等が出た時点から状態が変化しているなどの場合にあつては、他の事項等も踏まえた総合的な判断として、「認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること」と認められる場合もあります。

問8 療育手帳や精神障害保健福祉手帳の交付を受けていない方や、障害基礎年金等の支給を受けていない方は、「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること」とは認められないのか？

答8 手帳の交付を受けていない、又は、障害基礎年金等の支給を受けていない場合でも、他の事項等も踏まえた総合的な判断として、「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること」と認められる場合もあります。

問9 療育手帳や精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金等の支給を受けている方は、すべて、「知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること」と認められるのか？

答9 手帳の交付の有無や障害基礎年金等の受給の有無のみで判断するのではなく、障害の程度又は障害等級等も踏まえ、適切に判断してください。

問10 家族の状況について、介護老人保健施設やグループホーム等に入所している方はどのように判断すればいいのか？

答10 優先入所順位の検討と同様に、在宅に復帰したものと仮定して判断してください。

問11 居宅サービスの区分支給限度基準額に対する利用割合について、どの程度の割合であれば、「居宅において日常生活を営むことが困難であることについてやむを得ない事由がある」と認められるのか？

答11 入所申込者本人及び家族の状況並びに地域の状況が異なるため、一律に判断できるものではありません。

なお、以下の区分支給限度基準額の現状も参考とし、適切に判断をお願いします。

利用しているサービス内容等によっても異なってきますので、区分支給限度基準額に対する利用割合だけでなく、利用しているサービス内容等についても適切に確認をお願いします。

【参考】 区分支給限度基準額の現状

H26.6.25 第103回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1より 抜粋

|      | 限度額（円）               | 受給者1人当たり<br>平均費用額（円） | 限度額に<br>占める割合 | 利用者に占める限度額を<br>超えている者の割合 |
|------|----------------------|----------------------|---------------|--------------------------|
| 要支援1 | 49,700<br>(50,030)   | 22,900               | 46.1%         | 0.7%                     |
| 要支援2 | 104,000<br>(104,730) | 41,960               | 40.3%         | 0.3%                     |
| 要介護1 | 165,800<br>(166,920) | 75,800               | 45.7%         | 2.1%                     |
| 要介護2 | 194,800<br>(196,160) | 104,560              | 53.7%         | 4.2%                     |
| 要介護3 | 267,500<br>(269,130) | 156,700              | 58.6%         | 4.5%                     |
| 要介護4 | 306,000<br>(308,060) | 190,490              | 62.3%         | 5.3%                     |
| 要介護5 | 358,300<br>(360,650) | 233,080              | 65.1%         | 5.9%                     |

(注1)平成25年介護給付費実態調査(11月審査分)を基に作成。()は平成26年4月1日以降

なお、利用者に占める限度額を超えている者の割合については、老健局老人保健課による特別集計

(注2)額は介護報酬の1単位を10円として計算

【具体的な取扱い】

問12 入所申込みの受付を要介護3以上の方に限定してよいか？

答12 要介護1又は2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難であることについてやむを得ない事由がある場合は施設への入所が認められるため、要介護1又は2であることのみをもって一律に入所申込みを受け付けないということとはできません。

問13 入所申込み受付時には、特例入所対象者に該当しないと考えられる要介護1又は2の方であっても、一旦入所申込みを受け付けることとして差し支えないか？

答13 入所申込み後に状態等が変化し特例入所対象者に該当する方もいるため、特例入所対象者に該当しないと考えられる要介護1又は2の方であっても、一旦入所申込みを受け付けることは差し支えありません。

この場合、特例入所についての懇切丁寧な説明及び当該入所申込者の状態変化等に応じた必要な情報の入手などを行ってください。

問14 入所申込み受付時に、「入所申込者が居宅において日常生活を営むことが困難な理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めること」とされているが、取扱要領4で規定されている特例入所の判断に当たって確認すべき事項について、すべて記載を求めなければいけないのか？

答14 いずれかの事項により明らかに特例入所対象者に該当すると考えられる場合などにあっては、1つの事項のみの記載でも差し支えありません。

また、入所申込み受付時は、その時に確認できる範囲での記載とし、優先入所検討委員会で具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれた場合に、改めて必要な情報を入手することでも差し支えありません。

問15 優先入所検討委員会において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる要介護1又は2の入所申込者は、すべて、保険者市町村に意見を求めなければならないのか？

答15 そのとおりです。

特例入所の運用に当たっては透明性及び公平性が求められていることから、静岡県では、優先入所検討委員会において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる要介護1又は2の入所申込者は、すべて、保険者市町村に意見照会を行う方式としました。

問16 入所申込者の保険者が県外市町村の場合、どのように取り扱うのか？

答16 入所申込者の保険者が県外市町村の場合でも、取扱要領に準じた取扱いをお願いします。

ただし、県外市町村等において、独自の取組みがある場合は、その取組みに沿って対応してください。

問17 施設で定めている優先入所に係る基準上では上位とされた要介護1又は2の入所申込者であっても、特例入所対象者に該当しないことが明らかである場合は、保険者市町村に意見を求めることなく、施設の判断で非該当として取り扱ってよいのか？

答17 そのとおりです。

問18 保険者市町村に意見を求める際には、施設は、取扱要領4で規定されている特例入所の判断に当たって確認すべき事項について、すべて確認しなければいけないのか？

答18 いずれかの事項により、明らかに特例入所対象者に該当すると考えられるなどの場合にあっては、他の事項の確認を省略しても差し支えありません。

問19 保険者市町村への意見照会や施設への意見表明は、標準様式を使用しなければいけないのか？

答19 施設と保険者市町村間で適切な情報共有等を行うことが可能な場合は、保険者市町村への意見照会や施設への意見表明について、標準様式に準じた任意の様式を使用して差し支えありません。

問20 施設は、優先入所検討委員会において、「保険者市町村からの意見も踏まえ、特例入所対象者に該当するか否かを判断すること」とされているが、保険者市町村からの意見も踏まえた結果であれば、施設が保険者市町村からの意見に反する判断をしても差し支えないか？

答20 特例入所対象者に該当するか否かの判断は、最終的には施設の判断となりますが、保険者市町村からの意見に疑問がある場合等は再確認を行うなど、施設と保険者市町村の判断に齟齬が生じることがないように、適切な連携に努めてください。

問21 要介護1又は2の方について、優先入所検討委員会において、特例入所対象者に該当しないと判断された場合、入所申込みの取り下げは必要か？

答21 要介護1又は2の方について、優先入所検討委員会において、特例入所対象者に該当しないと判断された場合でも、必ずしも入所申込みの取り下げを行う必要はありません。

なお、入所申込みの取り下げなど当該入所申込者を入所申込者名簿から削除する場合は、当該入所申込者に対して丁寧な説明をお願いします。

### 【その他】

問22 平成27年3月31日までに、要介護1又は2の方から入所申込みがあった場合は、どのように対応すればよいか？

答22 施設への入所が平成27年4月以降になると見込まれる場合は、取扱要領5(1)に準じた対応をお願いします。

なお、要介護1又は2であることのみをもって、入所申込みを受け付けないということはありません。

問23 具体的な優先入所順位は決定しているが、平成27年4月1日時点では、入所に至っていない要介護1又は2の方については、どのように対応すればよいか？

答23 速やかに、保険者市町村に対する意見照会等を行い、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行ってください。

特例入所対象者に該当する場合は、入所できます。